

事前評価調書

I 事業概要																																																																																	
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）																																																																																
地区名	たかがわら 高河原地区																																																																																
事業箇所	西尾市高河原町 外																																																																																
事業のあらまし	<p>本地区は西尾市の中央に位置し、西側は安藤川、南東側は広田川に囲まれた地域である。地区内では水稻、小麦、大豆を中心に、茶、梨等の栽培が行われている。地区内 226ha の排水は、昭和 55 年に県営たん水防除事業により高河原排水機場が設置され、安藤川へ排水されている。しかし、近年の都市化の進展に伴い流出量が増大するとともに、既設排水機場は設置から 30 年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、本事業により排水機場を更新することで地域の湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>																																																																																
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。 （基準雨量：282mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p>																																																																																
事業費	事業費		内訳																																																																														
	9.5 億円		■工事費 8.6 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.8 億円																																																																														
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 31 年度	完成予定年度	平成 36 年度																																																																											
事業内容	排水機場 1 箇所 ・高河原排水機場（φ1,000×1 台、φ500×1 台）																																																																																
II 評価																																																																																	
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は226haの流域をもつ地域であり、地区内の排水は既設の高河原排水機場により安藤川へ排水されている。しかし、近年の都市化の進展に伴い流出量が増大するとともに、施設の能力低下により農地・農業施設・公共施設等に多大な湛水被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に本施設の更新を行い、これらの被害を防止する必要がある。</p> <p>また、費用対効果分析結果（B/C）は2.38であり、基準値の1.0を越えており、効果が期待できる。</p>																																																																															
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、機能低下した排水機場を速やかに更新し、排水能力を向上する必要があるため。</p>																																																																														
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・建屋工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・樋門工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>事業費（億円）</td> <td colspan="5">7.4</td> <td colspan="2">2.1</td> </tr> </tbody> </table>						H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	工種区分	調査・設計	←→						用地補償		←→					工事		←				→	・機場工		←	→			←→	・建屋工			←→				・機械工				←→	→			・樋門工					←→			・撤去工						←→	事業費（億円）	7.4					2.1	
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																									
工種区分	調査・設計	←→																																																																															
	用地補償		←→																																																																														
	工事		←				→																																																																										
	・機場工		←	→			←→																																																																										
	・建屋工			←→																																																																													
	・機械工				←→	→																																																																											
	・樋門工					←→																																																																											
	・撤去工						←→																																																																										
事業費（億円）	7.4					2.1																																																																											
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																																

判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>		